

日本・アジア青少年サイエンス交流事業にかかる海外旅行保険包括契約

受入れ機関用マニュアル

平成29年4月

国立研究開発法人科学技術振興機構
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

<はじめに>

日本・アジア青少年サイエンス交流事業により海外から招へいするすべての青少年等の海外旅行保険は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」といいます。）が損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「損保ジャパン日本興亜」といいます。）との契約にもとづき一括して付保しています。

幅広い補償内容に加え、ケガや病気が発生して病院に行った際に、診療費を支払うことなく受診が可能となる制度（キャッシュレス治療サービス）を導入することで、本事業の円滑な運営に寄与できる保険制度となっています。

受入れ機関の皆様におかれましては、本保険制度の内容を熟知いただいたうえで、青少年等の日本滞在中の生活をサポートくださいますようお願いいたします。

<目次>

1. 海外旅行保険の契約内容	
(1) 契約者	・・・ 3 頁
(2) 被保険者	・・・ 3 頁
(3) 担保種目と保険金額	・・・ 3 頁
(4) 補償内容のご説明	・・・ 3 頁～ 5 頁
(5) 保険料	・・・ 5 頁
(6) 補償対象期間	・・・ 5 頁
(7) キャッシュレス治療サービス	・・・ 6 頁
2. 来日時に必要な手続き	
(1) 通知書の送付	・・・ 7 頁
(2) 付保証明書の交付	・・・ 7 頁
(3) 告知書兼同意書の取付	・・・ 8 頁
(4) 実施フロー図	・・・ 8 頁
3. 事故発生時に必要となる手続き	
(1) 病気やケガによる治療	・・・ 9 頁
(2) その他の事故	・・・ 9 頁
4. Q & A	・・・ 10 頁～ 11 頁
5. 照会先	・・・ 12 頁

1. 海外旅行保険の契約内容

(1) 契約者：J S T

(2) 被保険者：日本・アジア青少年サイエンス交流事業（さくらサイエンスプラン）により海外から日本に招へいするすべての青少年等（以下「被保険者」とします。）。)

(3) 担保種目と保険金額

担保種目	保険金額
傷 害 死 亡	1, 0 0 0万円（固定額）
傷害後遺障害	1, 0 0 0万円（上限額）
疾 病 死 亡	1, 0 0 0万円（固定額）
治療・救援費用	1, 5 0 0万円（上限額）
賠償責任保険	5, 0 0 0万円（上限額）

(4) お支払いする保険金の種類

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡 保険金	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ●妊娠、出産、早産または流産 ●脳疾患、疾病または心神喪失 ●頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（傷害後遺障害保険金のみ） ●自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
傷害後遺障害 保険金	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額を限度とします。	
疾病死亡 保険金	以下の①～③のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 ①責任期間中に病気により死亡した場合 ②責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合にかぎりあります。 ③責任期間中に感染した特定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ●妊娠、出産、早産または流産 ●歯科疾病 など

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
治療・救済費用保険金	<p>次に掲げる費用のうち現実に支出した金額をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な額とし、ケガまたは病気等の事由の発生1回につき、治療・救済費用保険金額を限度とします。</p> <p>【治療費用部分】 被保険者が以下の①～③のいずれかに該当したことにより、以下のア.～キ.等の費用（※1）のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額（※2）をお支払いします。ただし、①に該当した場合は事故の発生の日からその日を含めて180日以内、②または③に該当した場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用にかぎり、 <お支払い対象となる場合> ■傷害治療費用 ①責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合 ■疾病治療費用 ②責任期間中に発病した病気（※3）または責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに発病した病気の原因が、責任期間中に発生したものに限り、 ③責任期間中に特定の感染症に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合 （※1）国内外を問わず治療を受けた被保険者が病院等に直接支払う費用をいいます。ただし、健康保険・労災保険および海外における同様の制度等により直接支払う必要のない費用は除きます。以下同様とします。 （※2）社会通念上妥当な額とします。なお、カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療のために支出した金額は対象になりません。 （※3）責任期間開始前から発病していたと医師が診断した場合（既往症や持病）等は、被保険者の自覚の有無を問わず対象になりません。ただし、疾病に関する応急治療・救済費用をセットした場合、対象になることがあります。 （注）病気の原因の発生時期、発病の時期、治療を開始した時期等は医師の診断によります。以下、治療・救済費用において同様とします。 <お支払い対象となる主な費用> ア. 医師または病院に支払った診察費・入院費等の費用 イ. 義手および義足の修理費（ケガの場合のみ） ウ. 入院または通院のための交通費 エ. 治療のために必要な通訳人賃 オ. 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 カ. a. 入院により必要となった国際電話料等通信費 b. 入院に必要な身の回り品購入費（5万円を限度とします。） ただし1回のケガまたは1回の病気につき、a. b. を合計して20万円を限度とします。 ク. 当初の旅行行程を離脱したことで必要となった当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費および宿泊費。ただし、払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引いてお支払いします。 など</p> <p>【救済費用部分】 被保険者が以下の①～⑥のいずれかに該当したことにより、以下のア.～カ.等の費用のうち保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した金額（※1）をお支払いします。 <お支払い対象となる主な場合> ①責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、継続して3日以上入院した場合 ②責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、または流産に起因する疾病、歯科疾病は含まれません。）により継続して3日以上入院した場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎり、 ③責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ④責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合 ⑤責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ⑥病気または妊娠、出産、早産、もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡した場合 など <お支払い対象となる主な費用> ア. 遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救済者（※2）の現地（※3）までの航空機等の往復運賃（救済者3名分を限度とします。） ウ. 現地および現地までの行程における救済者の宿泊施設の客室料（救済者3名分を限度とし、かつ救済者1名につき14日分を限度とします。） エ. 治療を継続中の被保険者を自国の病院等へ移転するための費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃および治療費用部分で支払われるべき費用は差し引いてお支払いします。 オ. a. 救済者の渡航手続費 b. 救済者・被保険者が現地で支出した交通費 c. 被保険者の入院・救済に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等 ただし、治療費用部分で支払われる費用を除き、a.～c. を合計して20万円を限度とします。 カ. 被保険者が死亡した場合の遺体処理費用（100万円を限度とします。）および自国への遺体輸送費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃等は差し引いてお支払いします。 など （※1）社会通念上妥当な額とします。 （※2）現地へ赴く被保険者の親族（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。 （※3）事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。</p>	<p>【傷害治療費用部分】 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ●妊娠、出産、早産または流産 ●頭（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ●自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 ●脳疾患、疾病または心神喪失 など</p> <p>【疾病治療費用部分】 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ●妊娠、出産、早産または流産 ●歯科疾病 ●頭（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p> <p>【救済費用部分】 ●故意または重大な過失 ●戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転（いずれも事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガにより死亡された場合を除きます。） ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為（責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときを除きます。） ●麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ●妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病による入院 ●歯科疾病による入院 ●頭（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病死亡保険金	<p>以下の①～③のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>①責任期間中に病気により死亡した場合 ②責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合にかぎり、その期間中に感染した特定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ●妊娠、出産、早産または流産 ●歯科疾病 など
賠償責任保険金	<p>責任期間中に偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物（宿泊施設の客室、宿泊施設のルームキー、賃貸業者から被保険者または契約者が賃借した旅行用品等を含みます。）を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額（※）はありません。）。</p> <p>ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任保険金額を限度とします。</p> <p>（※）支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。</p> <p>（注1）被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。</p> <p>（注2）賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。</p> <p>（注3）示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ●被保険者の同居の親族、旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任（※） （※）次の損害に対する損害賠償責任はお支払いの対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（宿泊施設のルームキー、客室外のセイフティボックスのキーを含みます。） ・ 居住施設内の部屋、部屋内の動産（建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。） ・ 賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品 など

(5) 保険料： 保険料は下記コースの場合、全額 J S T が負担するため、受入れ機関の負担はありません。

- A. 科学技術体験コース： 滞在期間 10日以内
- B. 共同研究活動コース： 滞在期間 21日以内
- C. 科学技術研修コース： 滞在期間 10日以内

※ただし、各コースにつき、上記滞在期間を超える場合は、保険料の全額が受入れ機関の負担となります（J S T の包括契約の対象とならないため、別途手配が必要です。）。

例) 8月10日から19日までの10日間の科学技術体験コースに採用され来日したが、その後29日まで受入れ機関が主催する交流活動をするため、日本滞在期間が合計20日間となる場合
 ⇒ 滞在期間が10日を超えるため、J S T の包括契約の対象とはなりません。8月10日から19日までの期間だけではなく、日本滞在の全期間が対象外となりますのでご注意ください。

(6) 補償対象期間

補償対象期間は、「自国で日本に向けて出国審査を完了した時点から、日本滞在を経て、自国で入国審査を完了した時点まで」となります。

(7) キャッシュレス治療サービス

本契約には、被保険者の利便性を鑑みキャッシュレス治療サービスを導入しています。本サービスにより、被保険者が医療機関でケガや病気の受診をする際、その場で診療費を支払うことなく受診することが可能となります。通常の保険金支払手続きでは、保険金請求から支払まで一定の時間を要する傾向にありますが、本サービスを導入することで、極めてスムーズな対応が可能となります。本サービスはJSTとの契約にもとづき、損保ジャパン日本興亜が独自に運用する保険金支払システムとなっています。

キャッシュレス治療サービスの運用スキーム

【来日時】被保険者本人が、代理店経由で受入れ機関より『付保証明書』を受領

↓

【受診時】被保険者本人が、医療機関に対し『付保証明書』を提示することで、この保険で支払い対象となる診療費について、保険金額限度にて、現金の支払いをすることなく受診可能となる。受診後についても、被保険者本人には一切の手続きが発生しない

↓

【受診後】医療機関が『付保証明書』記載内容にしたがい、損保ジャパン日本興亜へ直接診療費を請求

↓

【請求後】損保ジャパン日本興亜が、請求内容にもとづき、診療内容を審査のうえ医療機関へ適切な診療費を振込

※1. 保険契約上の免責事由に該当する場合や医療機関の都合による場合は除かれる

※2. 対応不可の場合は、原則被保険者もしくは、被保険者が委任する代理人（受入れ機関の担当者を想定）が、保険金請求書にもとづき請求を実施

2. 来日時に必要な手続き

被保険者が日本滞在中に事故にあった場合、迅速な保険金支払いを可能とするために、以下のとおりご手配くださいますようお願いいたします。

(1) 通知書の送付

- ① 通知書・・・JSTのホームページに掲載しています。

来日する被保険者の氏名（アルファベット表記）・生年月日・日本滞在期間、受入れ機関情報を漏れなく入力ください。

※被保険者は、招へい者リストの記載と完全に一致するようにご記入ください。

- ② 送付先・・・株式会社潮見サービス（以下「代理店」とします。）

E-mailにて送付ください。（アドレス）yaguchi@shiomi-s.com

アドレスは通知書上にも記載しております。

- ③ 送付期限・・・来日の2週間前まで

⇒送付された通知書の内容にもとづき『付保証明書』を作成します。

(2) 付保証明書の交付

- ① 付保証明書・・・“被保険者本人の保険加入内容を確認できる書面”です。

書面の右下部分にNo. を振って管理しています。お問い合わせの際には被保険者氏名に加え、該当のNo. をお知らせください。

キャッシュレス治療サービスを利用する際に必要ですので、滞在期間中は常時携行するよう被保険者へ説明ください。

- ② 交付方法・・・付保証明書は、代理店より受入れ機関ご担当者（通知書記載内容に従う）宛に、遅くとも来日の前日までに到着するように郵送します。

その他の資料（後記③のとおり）と併せて郵送します。

⇒来日時に『保険ガイド』と併せて各被保険者へ手交ください。

- ③ 送付物内容・・・以下書類一式をセットして受入れ機関ご担当者へ郵送します。

書類名称	部数	備考
付保証明書	被保険者の人数分	
保険ガイド	被保険者の人数分	日本語・英語・中国語版の3種類 ※ロシア語版も別途用意しています。
告知書兼同意書	被保険者の人数分	日本語・英語・中国語版の3種類
保険金請求書	3部	
返信用封筒	3部	株式会社潮見サービス（代理店）宛

(3) 告知書兼同意書の取付

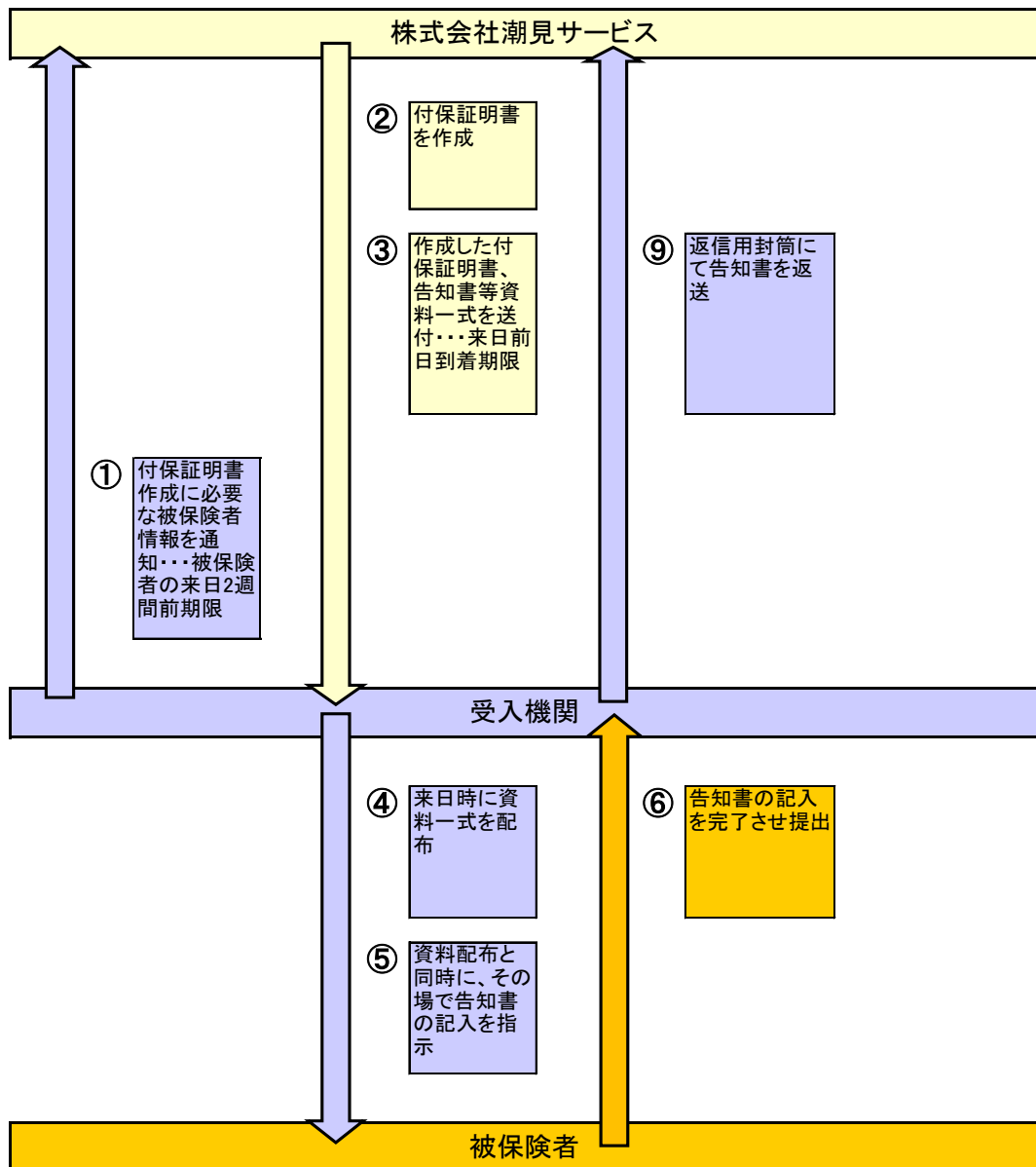
・既往症の有無や、個人情報の取扱いについて被保険者本人に確認いただく書類です。
保険金請求手続き時に必要となりますので、漏れなく被保険者へご案内をお願いします。

・被保険者の来日時、『付保証証明書』を交付する際に、被保険者本人にその場で記入してもらうよう説明ください。記入後は全被保険者分をまとめたうえで、同封の返信用封筒で代理店宛に郵送ください。

・3ヶ国語（日本語・英語・中国語）の書面を準備していますが、その他の言語での対応が必要となる場合は、損保ジャパン日本興亜へ連絡をお願いします。

(※言語によっては対応できない場合があります。)

(4) 実施フロー図



3. 事故発生時に必要となる手続き

日本滞在中、被保険者が事故にあった場合は、以下のとおり受入れ機関としての対応（被保険者のフォロー）をお願いいたします。

* 事故の内容によって保険金請求手続き方法が異なります。

(1) 病気やケガによる治療（原則キャッシュレス治療サービスが利用可能）

- 症状の報告を受けたのち、病院での受診を指示ください。
- 医療機関に行く際には、『付保証明書』を必ず持参するよう指示ください。
- 本人確認をする際に必要となるため、パスポートも持参ください。
- 可能な限り被保険者本人に付き添っていただくようお願いいたします。
- 受診後、会計が無い旨を医療機関へ確認してください。
- 医療機関より処方箋を受領ください。
- 薬局に行き、処方箋と併せて『付保証明書』を提示ください。
- 薬を受領ください。⇒こちらで受診は完了します。

<注意点>

受診前に、医療機関に対し電話でキャッシュレス治療サービスの利用可否を問い合わせた場合、医療機関がキャッシュレス治療サービスの内容を十分に確認することができず、利用不可と回答される可能性がありますので、受診前の付保証明書提示を徹底したうえで、サービスを利用ください。

※医療機関によっては、キャッシュレス治療サービスが利用できない場合もあります。キャッシュレス治療サービスが利用できない場合は、所定の保険金請求書を作成し、領収証原本を添付のうえ損保ジャパン日本興亜へ提出ください。請求者は原則被保険者本人となりますが、受入れ機関の担当者が診療費を立て替え払いした場合などは、被保険者本人に代わって保険金請求することが可能です。詳しい手続きは代理店よりご案内いたします。

(2) その他の事故（死亡・後遺障害事案、賠償責任事案）

- 事故発生後速やかに、代理店へ事故報告をしてください。
- 事故報告・・・受入れ機関連絡先、被保険者氏名、被保険者No.、事故日、事故状況、請求額（判明している場合）をご報告ください。
代理店より対応方法についてご案内いたします。
- 事故内容に応じて、必要な対応が異なってきますので、適宜代理店または損保ジャパン日本興亜と協議のうえ対応いただきます。
- 最終的に保険金請求書等必要書類を取り揃えのうえ、損保ジャパン日本興亜へ提出ください。

4. Q&A

Q1. 被保険者が日本で1年間入院する必要が生じたが、全額保険金支払の対象となるか。

- 保険金をお支払いできるのは事故日から(事故当日を含め)180日以内の費用に限定されます。

Q2. 被保険者が母国で継続治療を希望している。この治療費用は保険金支払の対象となるか。

- 日本以外の国で治療を行った場合の治療費用についても保険対応可能です。ただし海外でキャッシュレス治療サービスを利用される予定がある場合には、受診可能な医療機関が限定されるため、帰国前に損保ジャパン日本興亜へご相談ください。提携医療機関のご案内が可能な場合、現地から繋がる電話番号とともに、損保ジャパン日本興亜より医療機関をご案内いたします。

Q3. 被保険者が日本で鍼灸の治療を受けた。この治療費用は保険金支払の対象となるか。

- 約款上、保険金支払の対象となるのは「医師の治療」に限定されることから、医師の資格を有しない鍼灸師の治療費用は保険金支払の対象とはなりません。ただし、医師の指示に基づいて柔道整復師の鍼灸治療を受けている場合は、例外的に保険金支払の対象となりますので、保険金請求をする際は医師の指示書が必要となります。

Q4. 被保険者が虫歯の治療を受けた。この治療費用は保険金支払の対象となるか。

- 歯科疾病による治療は保険金支払の対象外となります。ただし、ケガによる、ご自身の健康な歯の治療が必要となった場合は、保険金支払の対象となります。

Q5. 入院時に発生した諸雑費について保険で認められる範囲はどこまでか。

- 次の(ア)、(イ)合わせて20万円以内について対象となります。
 - (ア)入院に必要な身の回り品購入費(5万円限度)※
※飲食費・謝礼・テレビカード等は含まず。
 - (イ)国際電話料等の通信費

Q6. 被保険者の母国・関係機関等に診断書を提出したいのだが、作成費については保険の対象となるか。

- 保険の請求とは関係がない事由のため保険対象外となります。

Q7. 病院までの移動にタクシーを利用した。このタクシー代は保険金支払の対象となるか。

- 原則として病院への交通手段は公共交通機関を利用することになっているため、公共交通機関で通院ができないやむを得ない事情がある場合（足を負傷したため歩けない、高熱のため歩けない等）のみタクシーをご利用ください。その際の領収書の原本は必ずご提出ください。

Q8. 被保険者が日本で入院したため、ご家族が日本への渡航を希望している。この渡航費用はどこまで保険金支払の対象となるか？

- 被保険者が3日以上入院をした場合には救援者費用として以下の費用が保険で認められます。“航空運賃等交通費”、“宿泊施設の客室料(14日分限度)”、“諸雑費(200,000円限度)”等

Q9. 保険請求にあたって診断書は必要か。

- 治療費が100,000円を超える場合には、必ずご提出が必要です。診断書の原本と、領収書の原本をご提出頂いた場合には、文書料もお支払の対象となります。なお、診断書の様式については、医療機関所定の様式で結構です。

Q10. 病院からキャッシュレス治療サービスの適用を断られたため、医療費を立て替えて支払ったが、その医療費の保険金請求はどのようにすべきか。

- 損保ジャパン日本興亜所定の保険金請求書を作成し、付保証明書と領収証の原本を添付したうえで損保ジャパン日本興亜へご提出ください。

Q11. 被保険者から直接保険金請求をさせたいが被保険者は既に帰国してしまっている。外国の銀行口座に振り込んでもらうことはできるか？

- 可能です。ただし、振込希望先の銀行によっては、振込できない場合もありますので、その場合は、他の口座を準備していただくことになります。

5. 照会先

* 一般的なお問い合わせ、『通知書』や『付保証明書』に関する内容、保険金請求手続き方法に関する内容につきましては、原則代理店へご連絡ください。

<p>【保険取扱代理店】 株式会社潮見サービス 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町3-38 第5東ビル902 保険部 担当：黒田、谷口（やぐち） TEL. 03-5822-5651 / FAX. 03-5822-5652 E-mail yaguchi@shiomi-s.com</p>	<p>【引受保険会社】 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 団体・公務開発部 第一課 担当：波多野 TEL. 03-3349-5401 / FAX. 03-6388-0160 E-mail GHatano@sjnk.co.jp</p>
---	---

以上